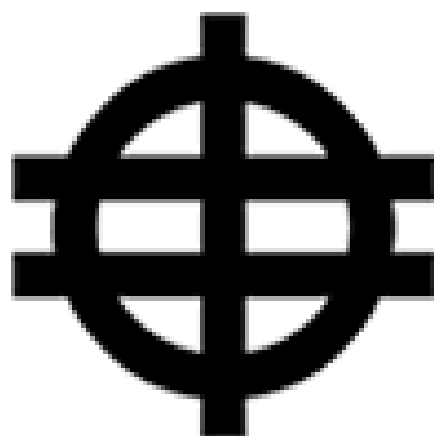


和木町国土強靱化地域計画 資料編



令和4年2月7日

和木町

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 人命の保護（大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

① 住宅の耐震化（都市建設課）

住宅の耐震化率は、全国平均を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

② 建築物の耐震化（都市建設課）

1 多数の者が利用する公共建築物等の耐震化はほぼ完了しているが、引き続き、民間を含めた建築物等の耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、耐震化を促進する必要がある。

2 ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

③ 橋梁の長寿命化（都市建設課）

町道に架かる橋りょう 32 橋（R2/2020）のうち 24 橋の 75% が 50 年以上経過しており、5 年に 1 回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修及び更新等を実施していく必要がある。

④ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（国・県事業、都市建設課）

1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道 2 号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4 車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。

2 主要幹線道路である一般国道 2 号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間 9.8 km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。

- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。
- ⑤ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策**（都市建設課）
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。
- ⑥ **農道・林道の機能保全・老朽化対策**（都市建設課、住民サービス課）
災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。
- ⑦ **生活道路の整備・老朽化対策**（都市建設課）
市街地における災害発生により、道路ネットワーク機能が低下した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が困難となる恐れがあるため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、生活に身近な道路の整備や老朽化対策を推進する必要がある。
- ⑧ **市街地等の幹線道路の無電柱化**（都市建設課）
電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。
- ⑨ **住宅の防災対策の推進**（企画総務課）
- 1 火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。
 - 2 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

⑩ **福祉施設の防災対策の推進**（保健福祉課、企画総務課）

- 1 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策の推進とともに、新型コロナウイルス等の感染により重症化し易いという高齢者の特性から、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。
- 2 災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く入所或いは通所する児童自立支援施設、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、避難確保計画に基づく避難訓練及び防災・減災支援を推進する必要がある。

⑪ **空き家対策の推進**（企画総務課、都市建設課）

町内の空き家率は、現時点では低い状況であると推測できるが、今後は人口減少等により、増加することが予想される。このため、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

⑫ **密集市街地における防災体制の確保**（都市建設課）

既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進する必要がある。

⑬ **災害に強い施設整備の推進**（都市建設課）

老朽化した公共施設の改修・更新等を推進する必要がある、未利用となった施設については早期に解体を実施していく必要がある。また、公営住宅については、長寿命化計画に基づき、改修や建て替え事業を推進する必要がある、民間の住宅・建築物においても安全性の確保に努める必要がある。

⑭ **避難行動要支援者対策の促進**（保健福祉課、企画総務課）

- 1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

⑮ 多様な情報収集伝達手段の確保（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木ちゃんねる、Ｌアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置ＰＯＴＥＫＡ（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

１－２ 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

① 海岸保全施設の整備・老朽化対策（国・県事業）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進めるよう国・県へ要望していく必要がある。

② 高潮ハザードマップの整備（企画総務課）

平成２７年７月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、町で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

③ 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう３２橋（Ｒ２／２０２０）のうち２４橋の７５％が５０年以上経過しており、５年に１回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修及び更新等を実施していく必要がある。

④ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道２号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、４車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。

- 2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。
- ⑤ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。
- ⑥ **農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）**（住民サービス課、都市建設課、）
災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。
- ⑦ **生活道路の整備・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
市街地における災害発生により、道路ネットワーク機能が低下した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が困難となる恐れがあるため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、生活に身近な道路の整備や老朽化対策を推進する必要がある。
- ⑧ **市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）**（都市建設課）
電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

⑨ 避難行動要支援者対策の促進（再掲）（保健福祉課、企画総務課）

- 1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

⑩ 多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Ｌアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置ＰＯＴＥＫＡ（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1－3 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

① 河川改修等の治水対策（国・県事業、都市建設課）

国及び県が管理しているそれぞれの河川において、洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川護岸の整備を国・県それぞれに推進を要望していく必要がある。また、河川護岸・河床や水門等の適切な点検と的確な河川改修や維持修繕を国・県に対し要望していく必要がある。

② 内水対策の促進（都市建設課）

国・県管理以外の小規模な河川や灌漑用水路等の内水による浸水被害を解消するため、定期的な点検を実施し、優先順位をつけて、用水路や下水道、和木ポンプ場の雨水排水設備の改修や維持修繕を実施していくとともに、岩国市装束雨水ポンプ場の整備を推進する必要がある。

③ 最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備（企画総務課、都市建設課）

平成２７年７月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模降雨による浸水想定が求められている。現在、県で対象河川の浸水想定の見直しが進められており、最大規模降雨による浸水想定が策定された河川について、町で洪水ハザードマップの整備を進めている。

④ 海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進めるよう国・県へ要望していく必要がある。

⑤ 高潮ハザードマップの整備（再掲）（企画総務課）

平成２７年７月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、町で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

⑥ 避難行動要支援者対策の促進（再掲）（保健福祉課、企画総務課）

- 1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

⑦ 多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Ｌアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置ＰＯＴＥＫＡ（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

① 避難情報発令及び自主避難のための情報提供（企画総務課）

土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対してハザードマップによる危険箇所の周知、土砂災害警戒情報等の気象情報について理解を図っていく必要がある。

② 大規模盛土造成地の滑動崩落対策（県事業、都市建設課）

大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを活用し、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、国の方針に基づき安全性調査等の計画を進め、必要により変動予測調査の実施や滑動崩落防止工事等の対策を推進する。

③ 山林地域における防災対策（住民サービス課、都市建設課）

- 1 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- 2 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

- ④ **水路・樋門の改修・老朽化対策**（国事業、都市建設課、住民サービス課）
豪雨や地震を原因とする河川、水路の決壊等による災害を未然に防止するため、水路、樋門について定期的な点検調査を実施し、改修及び老朽化対策を推進する必要がある。
- ⑤ **避難所等の確保**（企画総務課）
公共施設や協定を締結した民間施設を、災害時における指定緊急避難場所や指定避難所として指定しているが、今後も更なる避難先の確保に努める必要がある。
- ⑥ **福祉避難所の指定・協定締結**（企画総務課）
大規模災害が発生した場合には、受け入れ可能な福祉避難所の絶対数が不足することや、必要な物資・資材や人員が確保できないことが想定される。このため、民間の福祉施設等と協定を締結して福祉避難所の増加を図るとともに、物資の供給や人員の調達に関する体制等を整備しておく必要がある。また、平時において関係者・関係機関の参加による避難訓練を実施し、福祉避難所の設置・運営体制を検証する必要がある。
- ⑦ **福祉施設等の安全対策**（企画総務課）
災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。
- ⑧ **学校施設の安全対策**（教育委員会事務局、都市建設課）
1 学校施設は身近で重要な避難所であり、耐震化は完了しているが、引き続き定期的な点検を行っていく必要がある。
2 町内小・中学校、こども園の施設は大規模の避難所として指定しており、今後の施設管理は、施設に不具合が判明した後に対応する「事後保全」型から、施設の改修周期を踏まえて計画的に対応する「予防保全」型に転換する。
- ⑨ **避難行動要支援者対策の促進（再掲）**（保健福祉課、企画総務課）
1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

⑩ **安全な避難路の確保**（都市建設課）

- 1 災害発生時、子どもたちや高齢者など多くの避難者が安全に避難するため、避難経路となる生活道路の整備、舗装の補修などにより、安全な避難経路を確保する必要がある。
- 2 住民に密着した避難路である町道は狭小な路線も多くあるため、緊急車両の進入が出来る4mの幅員を確保するなど、町道の改良を実施していく必要がある。

⑪ **自然災害の危険性が低い地区への定住促進**（都市建設課）

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図っていく必要がある。

⑫ **多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）**（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Lアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置POTeka（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやICT（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1-5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 防災関係機関における情報伝達（企画総務課）

災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

② 多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Lアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置POTTEKA（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやICT（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

③ 避難行動要支援者対策の促進（再掲）（保健福祉課、企画総務課）

- 1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

④ 外国人等に対する防災情報提供体制の強化（企画総務課）

現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。W i - F i サービスについては、利用施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

⑤ 防災教育の推進（企画総務課、教育委員会事務局）

災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、町内の小・中学校において、本町の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 非常物資の備蓄（企画総務課）

- 1 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から1週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。
- 2 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、町で計画的に備蓄を進める必要がある。

② 応援協定の締結・拡充（企画総務課）

行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

③ 災害発生時の物流インフラの確保（企画総務課、教育委員会事務局）

災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険箇所の把握とその対策について検討していく必要がある。

④ 燃料供給の確保（企画総務課）

災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

⑤ 災害応援・救援物資の受援体制の構築（企画総務課）

- 1 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- 2 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

⑥ **業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組**（企画総務課）

策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

⑦ **避難行動要支援者対策の促進（再掲）**（保健福祉課、企画総務課）

- 1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

⑧ **水道施設の老朽化対策・更新又は広域化の推進**（都市建設課）

被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策を定期的な点検に基づき着実に実施していくとともに、簡易水道事業基本計画に基づき水道施設の更新を効率的、効果的に推進していく必要がある。また、水道事業の広域化の推進についても、並行して検討・協議を進めていく必要がある。

⑨ **水道施設の応急対策**（都市建設課）

大規模な応急給水活動時には多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や町の担当職員に限らず町職員全体での応急給水に関する訓練や、給水に関する災害用備蓄資材の整備・充実が必要である。

⑩ **橋梁の長寿命化（再掲）**（都市建設課）

町道に架かる橋りょう 32 橋（R2/2020）のうち 24 橋の 75 % が 50 年以上経過しており、5 年に 1 回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修及び更新等を実施していく必要がある。

⑪ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲) (国・県事業、都市建設課)

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道 2 号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4 車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
- 2 主要幹線道路である一般国道 2 号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間 9.8 km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が 1 路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国 I C へのアクセスの最短ルートとなる県道 1 号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

⑫ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 (再掲) (都市建設課)

緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑬ 農道・林道の機能保全・老朽化対策 (再掲) (都市建設課、住民サービス課)

災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

⑭ 防災拠点となる公園・緑地の維持・確保 (都市建設課、教育委員会事務局)

救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる蜂ヶ峯総合公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を維持確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実を推進する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 集落の孤立防止対策（企画総務課、都市建設課）

近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じ、孤立する恐れがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

② 孤立集落発生時の救援体制の確保（企画総務課）

孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

③ 代替輸送手段の確保（企画総務課、住民サービス課、都市建設課）

孤立する恐れのある地域の避難路や代替道路を確保するため、町道、農道、林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める必要がある。

④ 情報通信環境の強化（企画総務課）

大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、学校ではW i - F i を整備しているが、公共施設や交通機関でW i - F i 利用環境が不十分なところがある。第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

⑤ 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75%が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

⑥ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。

- 2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

⑦ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑧ **農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）**（都市建設課、住民サービス課）
 災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① 災害対策本部機能の強化（企画総務課）

災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

② 災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化（企画総務課）

大規模災害時、消防施設等の被災により十分な災害対応ができず、県内の消防力でも対処できない場合、緊急消防援助隊の受入が必要となるため、受援計画を策定し、受援体制を確保しておく必要がある。

③ 医療従事者確保に係る連携体制（保健福祉課）

災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、三師会等との連携強化を図っておく必要がある。

④ 総合防災訓練等の実施（企画総務課）

大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、3年毎に総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

⑤ 救急・救助活動等の体制強化（企画総務課）

消防団員に対して、普通救命講習を受講させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、上級救命講習の新規育成を計画するとともに、講習修了者への資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

⑥ 災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）（企画総務課）

- 1 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- 2 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

⑦ 業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）
（企画総務課）

策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 燃料供給の確保（再掲）（企画総務課）

災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

② 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75％が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

③ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
- 2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

④ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑤ **農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）**（都市建設課、住民サービス課）
災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① **医療従事者確保に係る連携体制（再掲）**（保健福祉課）
災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、三師会等との連携強化を図っておく必要がある。

② **橋梁の長寿命化（再掲）**（都市建設課）
町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75%が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

③ **緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（国・県事業、都市建設課）
1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。

3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。

4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

④ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（県事業、都市建設課）

緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑤ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）（住民サービス課、都市建設課）

災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 感染症への意識向上及び対応策の整備（保健福祉課、企画総務課）

災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう職員訓練を実施している。併せて、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対してケーブルテレビ和木チャンネル「みんなで防災」の放映、町ホームページや広報誌による普及啓発を実施している。また、災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資材についても、計画的に整備していく必要がある。

② 予防接種の促進（保健福祉課）

災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から町内医療機関、山口県医師会等と連携した接種体制を確保し、町民に対しては予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、「接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるため。」引き続き、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症等、感染症そのものが災害級の被害をもたらすパンデミックを引き起こす場合に、該当する予防接種が「予防接種法上の臨時接種」に位置づけられた際には、迅速かつ安全に予防接種を行うことができるよう、平時から山口県医師会、近隣自治体と連携しつつ、特に町内医療機関との緊密な情報共有と協力体制を維持していく必要がある。

③ 下水道事業の業務継続計画の策定（都市建設課）

下水道施設が町民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う雨水排水機能の低下や公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

④ 下水道施設の耐震化・老朽化対策（都市建設課）

下水道供用開始から50年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道ストックマネジメント計画を活用し、事業の平準化を図りながら施設の状況を把握し、適正な維持管理と老朽化に伴う補修を実施していくとともに、効果的かつ計画的に施設更新を進めていく必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生

① 避難所の生活環境対策（企画総務課）

- 1 避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備が必要となってくる。町では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資資材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間事業者との相互応援協定を締結するなど、流通備蓄の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化など、様々な状況に備え、必要に応じた保健師の手配など、健康面等にも配慮した対策を進める必要がある。
- 2 新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた避難所運営のあり方など、避難所運営における様々な課題について、避難所運営の手引き・マニュアル等を実状にあわせて随時見直しを図り、必要な物資資材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。

② 非常物資の備蓄（再掲）（企画総務課）

- 1 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から1週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。
- 2 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、町で計画的に備蓄を進める必要がある。

③ 応援協定の締結・拡充（再掲）（企画総務課）

行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

④ 災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）（企画総務課）

- 1 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。

2 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

⑤ **業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）**
（企画総務課）

策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

⑥ **防災拠点となる公園・緑地の維持・確保（再掲）**（都市建設課、教育委員会事務局）

救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる蜂ヶ峯総合公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を維持確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実を推進する必要がある。

⑦ **避難行動要支援者対策の促進（再掲）**（保健福祉課、企画総務課）

1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

2 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① **公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策**（都市建設課）
公共建築物・インフラ施設の定期的な点検と適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。
- ② **防災拠点となる公共施設の適正管理**（都市建設課）
庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、定期的な点検と適切な維持管理を実施する必要がある。
- ③ **行政施設の非常用電源の整備**（企画総務課、都市建設課）
庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
- ④ **防災関係機関における情報伝達（再掲）**（企画総務課）
災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。
- ⑤ **行政情報通信基盤の耐災害性の強化**（企画総務課）
情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。
- ⑥ **行政情報の災害対策**（企画総務課）
情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

⑦ **業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）**
（企画総務課）

策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

⑧ **災害対策本部機能の強化（再掲）**（企画総務課）

災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

⑨ **広域連携体制の構築**（企画総務課）

災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が十分に実施できない場合に、応援活動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

⑩ **総合防災訓練等の実施（再掲）**（企画総務課）

大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、3年毎に総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

⑪ **道路の防災対策の推進**（都市建設課）

1 橋梁の耐震補強

古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、主要な橋梁の耐震補強または更新を推進する必要がある。

2 道路の防災対策

道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。

3 市街地等の幹線道路の無電柱化

電柱は大規模地震等により倒壊し、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、市街地等における幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。

4 道路施設の老朽化対策

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

⑫ 道路ネットワークの整備（都市建設課）

- 1 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。
- 2 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

⑬ 津波・高潮対策の推進（国・県事業、都市建設課）

津波・高潮等による被害の防止に向けて、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進めるよう国や県へ要望していく必要がある。

⑭ 洪水対策の推進（都市建設課）

近年では、平成 26 年 8 月豪雨をはじめとして、甚大な浸水被害が発生していることから、危険度の高い箇所から計画的に河川の浚渫、河床洗堀の補修及び護岸補修を推進するよう国や県へ要望していく必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① エネルギー供給事業者の災害対策（企画総務課）

電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

② 電気通信事業者・放送事業者の災害対策（企画総務課）

電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

③ 行政施設の非常用電源の整備（再掲）（企画総務課、都市建設課）

庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

④ 防災関係機関における情報伝達（再掲）（企画総務課）

災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

⑤ 行政情報通信基盤の耐災害性の強化（再掲）（企画総務課）

情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

⑥ 行政情報の災害対策（再掲）（企画総務課）

情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

4－2 テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態

① 多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）（企画総務課）

- 1 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Lアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置POTeka（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 2 大規模災害に対応するため、ドローンやICT（情報通信技術）を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

① 企業の業務継続計画策定の促進（企画総務課）

災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

② 災害発生時の物流機能の確保（企画総務課）

災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、町としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

③ 輸送ルートの代替性の確保（都市建設課、企画総務課）

災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、国、県、近隣市町、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

④ 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75%が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

⑤ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
- 2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。

3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。

4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

⑥ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑦ **農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）**（住民サービス課、都市建設課）
災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

① **エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）**（企画総務課）
電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

② **燃料供給の確保（再掲）**（企画総務課）
災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

③ 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう 32 橋（R2/2020）のうち 24 橋の 75% が 50 年以上経過しており、5 年に 1 回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

④ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国事業、都市建設課）

- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道 2 号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4 車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
- 2 主要幹線道路である一般国道 2 号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間 9.8 km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
- 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が 1 路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
- 4 山陽自動車道岩国 IC へのアクセスの最短ルートとなる県道 1 号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

⑤ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

⑥ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）（住民サービス課、都市建設課）

災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

⑦ 企業の業務継続計画策定の促進（再掲）（企画総務課）

災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

５－３ コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート防災体制の強化（企画総務課）

- 1 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- 2 「山口県石油コンビナート等防災計画」及び「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 3 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

② 石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化（企画総務課）

事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

③ 危険物施設等の対策（県事業）

危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等を行い、防災力の向上を図る必要がある。

④ 緩衝地帯等の保全（企画総務課、都市建設課）

臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、防災緑地等の緩衝地帯の設定、遮蔽壁強化の必要があるため、対象企業との協議を進めていく必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

① 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75%が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

② 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。

2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。

3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。

4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

③ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

④ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）（住民サービス課、都市建設課）

災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。

⑤ 生活道路の整備・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

市街地における災害発生により、道路ネットワーク機能が低下した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が困難となる恐れがあるため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、生活に身近な道路の整備や老朽化対策を推進する必要がある。

5－5 食料等の安定供給の停滞

① 非常物資の備蓄（再掲）（企画総務課）

- 1 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から1週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。
- 2 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、町で計画的に備蓄を進める必要がある。

② 応援協定の締結・拡充（再掲）（企画総務課）

行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

① エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）（企画総務課）

電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

② 燃料供給の確保（再掲）（企画総務課）

災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

③ 石油コンビナート防災体制の強化（再掲）（企画総務課）

- 1 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- 2 コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を継続的に図る必要がある。
- 3 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や防災関係機関相互の協力体制の強化を継続的に図る必要がある。

④ 石油コンビナート区域の耐震強化（企画総務課、都市建設課）

事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図るよう対象企業へ要請する必要がある。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 水道事業の業務継続計画の実践（都市建設課）

水道施設は町民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

② 水道施設の老朽化対策・更新又は広域化の推進（再掲）（都市建設課）

被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策を定期的な点検に基づき着実に実施していくとともに、簡易水道事業基本計画に基づき水道施設の更新を効率的、効果的に推進していく必要がある。また、水道事業の広域化の推進についても、並行して検討・協議を進めていく必要がある。

③ 水道施設の応急対策（再掲）（都市建設課）

下水道施設が町民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う雨水排水機能の低下や公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

④ 下水道事業の業務継続計画の策定（再掲）（都市建設課）

下水道施設が町民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

⑤ 下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

下水道供用開始から50年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道ストックマネジメント計画を活用し、事業の平準化を図りながら施設の状況を把握し、適正な維持管理と老朽化に伴う補修を実施していくとともに、効果的かつ計画的に施設更新を進めていく必要がある。

- ⑥ **浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧**（都市建設課、住民サービス課）
公共下水道が未整備区域において、老朽化が進んでいる単独処理浄化槽（みなし浄化槽）が多数残存している。災害時における生活排水の公共用水域への流出は、水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、水処理能力の高い浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進し、被害を縮小する必要がある。また、早期復旧のため、災害時に活用可能な浄化槽管理台帳の整備が必要である。

6－3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① **橋梁の長寿命化（再掲）**（都市建設課）
町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75％が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。
- ② **緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（国・県事業、都市建設課）
- 1 岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道2号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。
 - 2 主要幹線道路である一般国道2号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間9.8km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。
 - 3 大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が1路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。
 - 4 山陽自動車道岩国ICへのアクセスの最短ルートとなる県道1号線関ヶバイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山・岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

- ③ **緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）**（都市建設課）
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。
- ④ **農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）**（住民サービス課、都市建設課）
災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を進める必要がある。
- ⑤ **災害時における公共交通の安定供給の確保**（企画総務課）
災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等事業者、警察、国、県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、関係事業者等と協議を進め、適切な運行管理をしていく必要がある。
- ⑥ **地域公共交通の確保**（企画総務課）
平成26年7月豪雨災害では、自動車の水没、道路浸水など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所等への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。
- ⑦ **広域交通の確保**（企画総務課）
災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、バス事業者と情報共有を図る必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① 住宅の耐震化（再掲）（都市建設課）

住宅の耐震化率は全国平均を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

② 建築物の耐震化（再掲）（都市建設課）

- 1 多数の者が利用する公共建築物等の耐震化はほぼ完了しているが、引き続き、民間を含めた建築物等の耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、耐震化を促進する必要がある。
- 2 ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

③ 住宅の防災対策の推進（再掲）（企画総務課）

- 1 火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。
- 2 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

④ 耐震性防火水槽の整備（企画総務課）

地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を効果的に配置する必要がある。

⑤ 福祉施設の防災対策の推進（保健福祉課、企画総務課）

- 1 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス等の感染症は高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。
- 2 災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く通所する障害者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する必要がある。

⑥ 空き家対策の推進（再掲）（企画総務課、都市建設課）

町内の空き家率は現時点では低い状況であると推測できるが、今後は人口減少等により、増加することが予想される。このため、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生

① 有害物質の流出・拡散防止対策（住民サービス課）

町は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理・保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

② 有害物質の大規模流出・拡散対応（企画総務課、住民サービス課）

有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要がある

ことから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

③ 海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進めるよう国・県へ要望していく必要がある。

④ 高潮ハザードマップの整備（再掲）（企画総務課）

平成27年7月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、町で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

⑤ 石油コンビナート防災対策の強化（再掲）（企画総務課）

- 1 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- 2 コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を継続的に図る必要がある。
- 3 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や防災関係機関相互の協力体制の強化を継続的に図る必要がある。

⑥ 石油コンビナート区域の耐震強化（再掲）（企画総務課、都市建設課）

事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図るよう対象企業へ要望する必要がある。

7-3 防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 水路・樋門の改修・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

豪雨や地震を原因とする河川、水路の決壊等による災害を未然に防止するため、水路、樋門について定期的な点検調査を実施し、改修及び老朽化対策を推進する必要がある。

② 河川改修等の治水対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

国及び県が管理しているそれぞれの河川において、洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川護岸の整備を国・県それぞれに推進するよう要望していく必要がある。また、河川護岸・河床や水門等の適切な点検と的確な河川改修や維持修繕を国・県に対し要望し実施していく必要がある。

③ 内水対策の促進（再掲）（都市建設課）

国・県管理以外の小規模な河川や灌漑用水路等の内水による浸水被害を解消するため、定期的な点検を実施し、優先順位をつけて、用水路や下水道和木ポンプ場の雨水排水設備の改修や維持修繕を実施していくとともに、岩国市装束雨水ポンプ場の整備等を推進する必要がある。

④ 最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備（再掲）（企画総務課、都市建設課）

平成２７年７月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模降雨による浸水想定が求められている。現在、県で対象河川の浸水想定の見直しが進められており、最大規模降雨による浸水想定が策定された河川について、町で洪水ハザードマップの整備を進めている。

⑤ 山林地域における防災対策（再掲）（住民サービス課、都市建設課）

- １ 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- ２ 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

７－４ 農地・森林等の荒廃、風評による被害の拡大

① 農地の利用促進（住民サービス課）

有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

② 農地の生産基盤の整備推進（住民サービス課）

異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

③ 森林の計画的な保全管理（住民サービス課）

材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

④ 山林地域における防災対策（再掲）（住民サービス課、都市建設課）

- 1 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- 2 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

⑤ 災害時の情報伝達の強化（企画総務課）

災害発生による風評被害等による地域経済等への甚大な影響を防止するため、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の処理体制の構築（住民サービス課）

災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、岩国地域災害廃棄物処理計画に基づき、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とすることが必要である。

② 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化（住民サービス課）

災害が発生した場合において、町の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

③ 災害廃棄物の収集・運搬対策（住民サービス課）

災害が発生した場合において、具体的な行動及び実務を明記した「収集運搬計画」や「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」に基づき、円滑に災害廃棄物を収集・運搬するため、関係機関との連携を強化する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害ボランティア受入体制の構築（保健福祉課）

災害ボランティアセンターについては、和木町社会福祉協議会で開設、運営を行っている。引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努めることが必要である。

② 災害ボランティアコーディネーターの育成（保健福祉課）

災害発生時には、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

③ 災害応援の受入体制の構築（保健福祉課）

大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してゆくためには、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域コミュニティの強化（企画総務課）

過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、共助の中心となる自治会や地域コミュニティ組織の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。

② 消防団員等の確保・育成（企画総務課）

少子高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、引き続き団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表示制度等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

③ 消防施設の強靱化（企画総務課）

地震等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団車庫の機能強化等を推進する必要がある。

④ 東出張所、消防機材・施設の整備・機能強化（企画総務課）

迅速・的確な救助活動を図るため、東出張所、消防機材・施設の充実や機能強化を推進し、災害対応能力の更なる向上を求める必要がある。

⑤ **建築産業の担い手の強化**（都市建設課）

地震、浸水等の大規模災害の発生による住家の復興、復旧を促進するための建築産業の担い手の拡充等の強化を図る必要がある。

⑥ **関係機関の連携強化**（企画総務課）

災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

⑦ **自主防災組織の活動支援**（企画総務課）

災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は、平成 28 年度で 100%となっているが、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。各自主防災組織で、災害時における避難所運営などの活動や平時の防災訓練、資機材の整備など、様々な活動を実施しているが、町としては、継続した自主防災活動の取組ができるよう、様々な施策で自主防災活動を支援する必要がある。

⑧ **防災意識の啓発**（企画総務課）

災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、和木町防災アドバイザー制度による講師の派遣や町の職員による防災講話の実施、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムへの参加、ケーブルテレビ和木チャンネル「みんなで防災」、町広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取組を実施していく必要がある。

⑨ **地域防災リーダーの育成**（企画総務課）

地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

⑩ **事業所における防災訓練の充実**（企画総務課）

事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 橋梁の長寿命化（再掲）（都市建設課）

町道に架かる橋りょう32橋（R2/2020）のうち24橋の75%が50年以上経過しており、5年に1回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

② 道路斜面の防災対策（都市建設課）

道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、定期的に道路パトロールを実施し、防災対策を推進する必要がある。

③ 市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）（都市建設課）

電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

④ 道路施設の老朽化対策（都市建設課）

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の個別施設計画の策定を進め、道路パトロール等の定期点検を実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

⑤ 道路ネットワークの整備（再掲）（都市建設課）

災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備やこれをつなぐ既存の道路の計画的な機能強化や老朽化対策を進める必要がある。

⑥ 地籍調査の促進（都市建設課、税務課）

地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであるが、引き続き地籍調査を促進する必要がある。

8－5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 下水道（雨水）の分流整備（都市建設課）

近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の合流方式から分流方式への整備を計画的に推進する必要がある。

② 内水ハザードマップの整備（企画総務課）

内水による浸水に関する情報等を町民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する必要がある。

③ 海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）（国・県事業、都市建設課）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進めるよう国、県へ要望していく必要がある。

④ 高潮ハザードマップの整備（再掲）（企画総務課）

平成27年7月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、町で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

8－6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 文化財防災対策の促進（教育委員会事務局）

- 1 災害により文化財が喪失するのを防ぐため、文化財の特性に応じた防災対策を促進するとともに、平時から啓発活動に努める必要がある。
- 2 少子高齢化の進行により、無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものもあり、災害を受けた際に復興できなくなる可能性がある。
- 3 被災文化財の修復、史跡・天然記念物の保護・保全、伝統・文化の保護・継承が円滑になされるよう、関係機関・団体等との連携を進める必要がある。

8－7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
--

① 応急仮設住宅の迅速な供与（都市建設課）

想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保する必要がある。また、平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。
--

施策分野毎の脆弱性の評価結果

1 個別施策分野

① 行政機能・消防団、防災教育等

1 避難所等の確保（企画総務課）

公共施設や協定を締結した民間施設を、災害時における指定緊急避難場所や指定避難所として指定しているが、今後も更なる避難先の確保に努める必要がある。

2 防災関係機関における情報伝達（企画総務課）

災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・町・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・町・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

3 非常物資の備蓄（企画総務課）

（1）災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から 1 週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

（2）災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、町で計画的に備蓄を進める必要がある。

4 応援協定の締結・拡充（企画総務課）

行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

5 災害応援・救援物資の受援体制の構築（企画総務課）

- （１）大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- （２）大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

6 業務継続計画（ＢＣＰ）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（企画総務課）

策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

7 集落の孤立防止対策（企画総務課、都市建設課）

近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

8 孤立集落発生時の救援体制の確保（企画総務課）

孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

9 災害対策本部機能の強化（企画総務課）

災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実に努める必要がある。

10 災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化（企画総務課）

大規模災害時、消防施設等の被災により十分な災害対応ができず、県内の消防力でも対処できない場合、緊急消防援助隊の受入が必要となるため、受援計画を策定し、受援体制を確保しておく必要がある。

11 総合防災訓練等の実施（企画総務課）

大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、3年毎に総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

12 救急・救助活動等の体制強化（企画総務課）

救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

13 避難所の生活環境対策（企画総務課）

- (1) 避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備が必要となってくる。町では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資資材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間事業者との相互応援協定を締結するなど、流通備蓄の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化など、様々な状況に備え、必要に応じた保健師の手配など、健康面等にも配慮した対策を進める必要がある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた避難所運営のあり方など、避難所運営における様々な課題について、避難所運営の手引き・マニュアル等を実状にあわせて随時見直しを図り、必要な物資資材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。

14 地域の治安の維持（企画総務課）

警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・町・防犯関係者で連携しつつ、防犯パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯、防犯カメラの設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

15 防災拠点となる公共施設の耐震化（企画総務課、都市建設課、教育委員会事務局）

庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、定期的な点検と適切な維持管理を実施する必要がある。

16 行政施設の非常用電源の整備（企画総務課）

庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

17 行政情報通信基盤の耐災害性の強化（企画総務課）

情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の複線化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

18 広域連携体制の構築（企画総務課）

災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が十分に実施できない場合に、応援活動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

19 消防団員等の確保・育成（企画総務課）

少子高齢化や産業構造の変化により消防団員が減少傾向にあるため、広報活動や消防団協力事業所の拡充を図るなど消防団員の確保に取り組む必要がある。また、消防団員の人材育成に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。

20 消防団施設の強靱化（企画総務課）

地震等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防団車庫の機能強化等を推進する必要がある。

21 装備資機材・消防通信指令体制の整備・高度化（岩国消防組合の事業、企画総務課）

迅速・的確な救助活動を図るため、消防の各種装備資機材・消防通信指令体制の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

22 関係機関の連携強化（企画総務課）

災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

② 住宅・都市・環境

1 住宅の耐震化（都市建設課）

住宅の耐震化率は全国平均を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

2 建築物の耐震化（都市建設課）

- (1) 多数の者が利用する公共建築物等の耐震化はほぼ完了しているが、引き続き、民間を含めた建築物等の耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、耐震化を促進する必要がある。
- (2) ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

3 生活道路の整備・老朽化対策（再掲）（都市建設課）

市街地における災害発生により、道路ネットワーク機能が低下した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が困難となる恐れがあるため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、生活に身近な道路の整備や老朽化対策を推進する必要がある。

4 住宅の防災対策の推進（都市建設課）

- (1) 火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。
- (2) 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

5 耐震性防火水槽の整備（企画総務課）

地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を効果的に配置する必要がある。

6 空き家対策の推進（都市建設課）

町内の空き家率は現時点では低い状況であると推測できるが、今後は人口減少等により、増加することが予想される。このため、適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

7 密集市街地における防災体制の確保（都市建設課）

既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進する必要がある。

8 災害に強い施設整備の推進（都市建設課）

老朽化した公共施設の改修・更新等を推進する必要がある、未利用となった施設については早期に解体を実施していく必要がある。また、公営住宅については、長寿命化計画に基づき、改修や建て替え事業を推進する必要がある、民間の住宅・建築物においても安全性の確保に努める必要がある。

9 自然災害の危険性が低い地区への定住促進（都市建設課）

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図っていく必要がある。

10 大規模盛土造成地の滑動崩落対策（都市建設課）

大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを活用し、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、国の方針に基づき安全性調査等の計画を進め、必要により変動予測調査の実施や滑動崩落防止工事等の対策を推進する。

11 水道事業の業務継続計画の実践（都市建設課）

水道施設は町民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

12 水道施設の老朽化対策・更新又は広域化の推進（都市建設課）

被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策を定期的な点検に基づき着実に実施していくとともに、簡易水道事業基本計画に基づき水道施設の更新を効率的、効果的に推進していく必要がある。また、水道事業の広域化の推進についても、並行して検討・協議を進めていく必要がある。

13 水道施設の応急対策（都市建設課）

大規模な応急給水活動時には多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や町の担当職員に限らず町職員全体での応急給水に関する訓練や、給水に関する災害用備蓄資材の整備・充実が必要である。

14 下水道事業の業務継続計画の実践（都市建設課）

下水道施設が町民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う雨水排水機能の低下や公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

15 下水道施設の耐震化・老朽化対策（都市建設課）

下水道供用開始から50年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道ストックマネジメント計画を活用し、事業の平準化を図りながら施設の状況を把握し、適正な維持管理と老朽化に伴う補修を実施していくとともに、効果的かつ計画的に施設更新を進めていく必要がある。

16 浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧（都市建設課、住民サービス課）

公共下水道が未整備地区において、老朽化が進んでいる単独処理浄化槽（みなし浄化槽）が多数残存している。災害時における生活排水の公共用水域への流出は、水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、水処理能力の高い浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進し、被害を縮小する必要がある。また、早期復旧のため、災害時に活用可能な浄化槽管理台帳の整備が必要である。

17 下水道（雨水）の分流整備（都市建設課）

近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の合流方式から分流方式への整備を計画的に推進する必要がある。

18 内水対策の促進（都市建設課）

国・県管理以外の小規模な河川や灌漑用水路等の内水による浸水被害を解消するため、定期的な点検を実施し、優先順位をつけて、用水路や下水道和木ポンプ場の雨水排水設備の改修や維持修繕を実施していくとともに、岩国市装束雨水ポンプ場の整備等を推進する必要がある。

19 内水ハザードマップの整備（企画総務課）

内水による浸水に関する情報等を町民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する必要がある。

20 防災拠点となる公園・緑地の維持確保（都市建設課、教育委員会事務局）

救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる蜂ヶ峯総合公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を維持確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実を推進する必要がある。

21 学校施設の安全対策（教育委員会事務局）

- （１）学校施設は身近で重要な避難所であるが、避難者の使用に配慮されていないためその視点からの改修が必要である。
- （２）町内小・中学校、こども園施設は避難所の指定を受けており、今後は、計画的に施設の長寿命化による安全性とともに、避難所としての使用を踏まえた居住環境の向上を図る必要がある。

22 文化財防災対策の促進（教育委員会事務局）

- （１）災害により文化財が喪失するのを防ぐため、文化財の特性に応じた防災対策を促進するとともに、平時から啓発活動に努める必要がある。
- （２）少子高齢化の進行により、無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものもあり、災害を受けた際に復興できなくなる可能性がある。
- （３）被災文化財の修復・史跡・天然記念物の保護・保全、伝統・文化の保護・継承が円滑になされるよう、関係機関・団体等との連携を進める必要がある。

23 有害物質の流出・拡散防止対策（住民サービス課）

町は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理・保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

24 有害物質の大規模流出・拡散対応（企画総務課）

有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

25 災害廃棄物の処理体制の構築（住民サービス課）

災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、岩国地域災害廃棄物処理計画に基づき、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とする必要がある。

26 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化（住民サービス課）

災害が発生した場合において、町の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

27 災害廃棄物の収集・運搬対策（住民サービス課）

災害が発生した場合において、具体的な行動及び実務を明記した「収集運搬計画」や「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」に基づき、円滑に災害廃棄物を収集・運搬するため、関係機関との連携を強化する必要がある。

③ 保健医療・福祉

1 福祉施設の防災対策の推進（保健福祉課）

- (1) 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス等の感染症は高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。
- (2) 災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く入所する障害者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する必要がある。

2 避難行動要支援者対策の促進（保健福祉課、企画総務課）

- (1) 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- (2) 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

3 福祉避難所の指定・協定締結（企画総務課）

大規模災害が発生した場合には、受け入れ可能な福祉避難所の絶対数が不足することや、必要な物資・資材や人員が確保できないことが想定される。このため、和木あいあい苑との協定締結に加え、今後、町内外の民間福祉施設等と協定を締結して受け入れ施設の増加を図るとともに、物資の供給や人員の調達に関する体制等を整備しておく必要がある。また、平時において関係者・関係機関と連携した避難訓練を実施し、福祉避難所の設置・運営体制を検証する必要がある。

4 福祉施設等の安全対策（保健福祉課、企画総務課）

災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画に基づく避難訓練の実施と訓練成果による計画の更新を促進していく必要がある。

5 医療従事者確保に係る連携体制（保健福祉課）

災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、三師会等との連携強化を図っておく必要がある。

6 感染症への意識向上及び対応策の整備（保健福祉課）

災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。併せて、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して市ホームページや研修会等による普及啓発を実施している。また、災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資材についても、計画的に整備していく必要がある。

7 予防接種の促進（保健福祉課）

災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から町内医療機関、山口県医師会等と連携した接種体制を確保し、町民に対しては予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、「接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるため。」引き続き、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症等、感染症そのものが災害級の被害をもたらすパンデミックを引き起こす場合に、該当する予防接種が「予防接種法上の臨時接種」に位置づけられた際には、迅速かつ安全に予防接種を行うことができるよう、平時から山口県医師会、近隣自治体と連携しつつ、特に町内医療機関との緊密な情報共有と協力体制を維持していく必要がある。

④ 産業・エネルギー

1 エネルギー供給事業者の災害対策（企画総務課）

電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

2 企業の業務継続計画策定の促進（企画総務課）

災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

3 石油コンビナート防災体制の強化（企画総務課）

（１）大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。

（２）「山口県石油コンビナート等防災計画」及び「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。

（３）石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

4 石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化（企画総務課）

事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

5 危険物施設等の対策（企画総務課）

危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等を行い、防災力の向上を図る必要がある。

6 緩衝地帯等の保全（企画総務課）

臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯の設定、遮蔽壁強化の必要がある。

7 事業所における防災訓練の充実（企画総務課）

事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

⑤ 情報・通信

1 多様な情報収集伝達手段の確保（企画総務課）

- (1) 町民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、防災行政無線や、戸別受信機、防災行政無線アプリ（音声情報）、防災行政無線テレホンサービスによる音声配信、防災行政無線アプリ（文字情報）、和木町防災メールによる登録者へのメール配信、和木町ホームページ、ケーブルテレビ和木チャンネル、Lアラートによる情報配信、防災カメラ、気象観測装置POTeka（ポテカ）の設置・配信等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- (2) 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

2 外国人等に対する防災情報提供体制の強化（企画総務課）

現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。Wi-Fiサービスについては、公共施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

3 情報通信環境の強化（企画総務課）

大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、学校ではWi-Fiを整備しているが、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところがある。第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

4 電気通信事業者・放送事業者の災害対策（企画総務課）

電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

5 避難情報発令及び自主避難のための情報提供（企画総務課）

土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対してハザードマップによる危険個所の周知、土砂災害警戒情報等の気象情報について理解を図っていく必要がある。

⑥ 交通・物流

1 橋梁の長寿命化（都市建設課）

町道に架かる橋りょう 32 橋（R2/2020）のうち 24 橋の 75% が 50 年以上経過しており、5 年に 1 回の頻度で定期的な橋梁点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修および更新等を実施していく必要がある。

2 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（国・県事業、都市建設課）

（1）岩国和木地域における主要幹線道路である一般国道 2 号は、災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の緊急輸送道路となるが、栄橋から新港間は車線数の不足から、慢性的な渋滞を引き起こしているため、4 車線化の整備を国へ要望し実施していく必要がある。

（2）主要幹線道路である一般国道 2 号は、山口県東部と広島県をつなぐ重要路線であるが、この代替えとなる路線がないため、災害時における交通機能への重大な影響も懸念されていることから、岩国大竹道路（岩国大竹間 9.8 km）の早期完成を国へ要望していく必要がある。

（3）大規模災害時の蜂ヶ峯総合公園と町の中心部をつなぐ幹線道路は、町道が 1 路線であるため、現在県において計画を進めている県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を県に要望していく必要がある。

（4）山陽自動車道岩国 I C へのアクセスの最短ルートとなる県道 1 号線関ヶ浜バイパスへつながっている県道北中山岩国線の関ヶ浜から瀬田口の間においては、狭小となっている場所があるため拡幅等の機能強化を図るとともに、県道北中山岩国線の路盤等の老朽化が進んでいる箇所については、道路改良工事等の対策を県へ要望し実施していく必要がある。

3 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（県事業、都市建設課）

緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する既存の道路については計画的な機能強化や老朽化対策を進め、災害時においても信頼性の高い道路ネットワークを形成していく必要がある。

4 道路斜面の防災対策（都市建設課）

道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、定期的な道路パトロールを実施し、防災対策を推進する必要がある。

5 市街地等の幹線道路の無電柱化（都市建設課）

電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

6 道路施設の老朽化対策（都市建設課）

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の個別施設計画の策定を進め、道路パトロール等の定期点検を実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

7 道路ネットワークの整備（都市建設課）

災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

8 安全な避難路の確保（都市建設課、企画総務課）

- (1) 災害発生時、子どもたちや高齢者など多くの避難者が安全に避難するため、避難経路となる生活道路の整備、舗装の補修などにより、安全な避難経路を確保する必要がある。
- (2) 住民に密着した避難路である町道は狭小な路線も多くあるため、緊急車両の進入が出来る4mの幅員を確保するなど、町道の改良を実施していく必要がある。

9 災害発生時の物流インフラの確保（企画総務課）

災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険箇所の把握とその対策について検討していく必要がある。

10 燃料供給の確保（企画総務課）

災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

11 災害発生時の物流機能の確保（企画総務課）

災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、町としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

12 輸送ルートの代替性の確保（企画総務課）

災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

13 災害時における公共交通の安定供給の確保（企画総務課）

災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等事業者、警察、国、県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、関係事業者等と協議を進め、適切な運行管理をしていく必要がある。

14 地域公共交通の確保（企画総務課）

平成26年7月豪雨災害では、自動車の水没、道路浸水など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所等への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。

⑦ 農林水産

1 農道・林道の機能保全・老朽化対策（住民サービス課、都市建設課）

災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

2 水路・樋門の改修・老朽化対策（国事業、都市建設課、住民サービス課）

豪雨や地震を原因とする河川、水路の決壊等による災害を未然に防止するため、水路、樋門について定期的な点検調査を実施し、改修及び老朽化対策を推進する必要がある。

3 農地の利用促進（住民サービス課）

有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

4 農地の生産基盤の整備推進（住民サービス課）

異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

5 森林の計画的な保全管理（住民サービス課）

材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

⑧ 国土保全・土地利用

1 海岸保全施設の整備・老朽化対策（国・県事業、都市建設課）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進めるよう国・県に要望していく必要がある。

2 高潮ハザードマップの整備（企画総務課）

平成27年7月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、町で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

3 河川改修等の治水対策（国・県事業、都市建設課）

国及び県が管理しているそれぞれの河川において、洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川護岸の整備を国・県それぞれに推進するよう要望していく必要がある。また、河川護岸・河床や水門等の適切な点検と的確な河川改修や維持修繕を国・県に対し要望し実施していく必要がある。

4 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備（企画総務課）

平成27年7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく想定最大規模降雨による浸水想定が求められている。現在、小瀬川の浸水想定の見直しが行われ、これに伴い町で洪水ハザードマップの整備を進めている。

5 山林地域における防災対策（住民サービス課）

- (1) 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- (2) 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

6 地籍調査の促進（都市建設課、税務課）

地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであるが、引き続き地籍調査を促進する必要がある。

7 応急仮設住宅の迅速な供与（都市建設課）

想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保する必要がある。また、平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

2 横断的分野

① リスクコミュニケーション、人材育成・官民連携

1 地域コミュニティの強化（企画総務課）

過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、共助の中心となる自治会や地域コミュニティ組織の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。

2 自主防災組織の活動支援（企画総務課）

災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は、平成27年度で100%となっているが、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。各自主防災組織で、災害時における避難所運営などの活動や平時の防災訓練、資機材の整備など、様々な活動を実施しているが、町としては、継続した自主防災活動の取組ができるよう、様々な施策で自主防災活動を支援する必要がある。

3 防災意識の啓発（企画総務課）

災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、和木町防災アドバイザー制度による講師の派遣や町の職員による防災講話の実施、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムへの参加、ケーブルテレビ和木チャンネル「みんなで防災」、町広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取組を実施していく必要がある。

4 防災教育の推進（企画総務課、教育委員会事務局）

災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、町内小・中学校において、本町の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

5 地域防災リーダーの育成（企画総務課）

地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

6 災害ボランティア受入体制の構築（保健福祉課）

災害ボランティアセンターについては、和木町社会福祉協議会で開設、運営を行っている。引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努める必要がある。

7 災害ボランティアコーディネーターの育成（保健福祉課）

災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

② 老朽化対策
1 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（都市建設課） 公共建築物・インフラ施設の定期的な点検と適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。